

平成 21 年 8 月 24 日

各 位

株式会社三井住友銀行

### 新株式の発行について

株式会社三井住友銀行（頭取：奥 正之）は、本日開催の当行取締役会において、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、「SMFG」）を割当先とする第三者割当の方法による当行普通株式の発行を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 第三者割当による新株式発行（SMFG による新株式発行関連）

- |                                     |              |                          |
|-------------------------------------|--------------|--------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数                      | 当行普通株式       | 20,672,514 株             |
| (2) 払 込 金 額                         | 1 株につき       | 41,405 円                 |
| (3) 払 込 金 額 の 総 額                   |              | 855,945,442,170 円        |
| (4) 増加する資本金及び<br>資本準備金の額            | いずれも         | 427,972,721,085 円とする。    |
| (5) 申 込 期 間                         |              | 平成 21 年 9 月 9 日（水）       |
| (6) 払 込 期 日                         |              | 平成 21 年 9 月 10 日（木）      |
| (7) 割 当 先                           | 第三者割当の方法により、 | 全株式を SMFG に割当てる。         |
| (8) 上記（5）記載の申込期間内に申込みのない株式については、    |              | 発行を打切るものとする。             |
| (9) その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、 |              | 代表取締役に一任する。              |
| (10) 本第三者割当による新株式発行については、           |              | 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |
- なお、SMFG は、平成 21 年 5 月 28 日開催の同社取締役会において決議された新株式発行による手取金を本第三者割当増資の払込資金に充当する予定であります。

本発表資料は、当行の普通株式発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘目的として作成されたものではありません。本発表資料によって、日本国内外を問わずいかなる地域においても証券の募集を行うものでもありません。

## 2. 第三者割当による新株式発行 (SMFG の海外特別目的子会社による優先出資証券発行関連)

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数                                    | 当行普通株式     | 8,211,569 株  |
| (2) 払込金額  | 1 株につき     | 41,405 円   |
| (3) 払込金額の総額                                       |            | 340,000,014,445 円                                      |
| (4) 増加する資本金及び<br>資本準備金の額                          | 増加する資本金の額は | 170,000,007,223 円とし、増加する資本準備金の額は 170,000,007,222 円とする。 |
| (5) 申込期間  |            | 平成 21 年 9 月 28 日 (月)                                   |
| (6) 払込期日  |            | 平成 21 年 9 月 29 日 (火)                                   |
| (7) 割当先   |            | 第三者割当の方法により、全株式を SMFG に割当てる。                           |
| (8) 上記 (5) 記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。    |            |  |
| (9) その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役に一任する。    |            |  |
| (10) 本第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |            |  |

なお、SMFG は、本日開催の同社取締役会において、海外特別目的子会社による優先出資証券を発行することとし、かかる優先出資証券の発行を目的とする 100%出資子会社を英国領ケイマン諸島に設立することを決議しております。SMFG は当該優先出資証券の発行代り金を本第三者割当増資の払込資金に充当する予定であります。そのため、優先出資証券の発行額によっては本第三者割当増資における募集株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

以 上

<ご参考>

1. 今回の第三者割当増資による当行発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数 (平成 21 年 8 月 24 日現在)	普通株式	56,355,849 株	
	第六種優先株式	70,001 株	
	合計	56,425,850 株	
(2) 上記「1. 第三者割当による新株式発行 (SMFG に よる新株式発行関連)」記載の第三者割当増資に よる増加株式数	普通株式	20,672,514 株	
(3) (2)の第三者割当増資後発行済株式総数	普通株式	77,028,363 株	
	第六種優先株式	70,001 株	
	合計	77,098,364 株	
(4) 上記「2. 第三者割当による新株式発行 (SMFG の 海外特別目的子会社による優先出資証券発行関 連)」記載の第三者割当増資による増加株式数	普通株式	8,211,569 株	(注)
(5) (4)の第三者割当増資後発行済株式総数	普通株式	85,239,932 株	(注)
	第六種優先株式	70,001 株	
	合計	85,309,933 株	(注)

(注) 上記「2. 第三者割当による新株式発行 (SMFG の海外特別目的子会社による優先出資証券発行関連)」の募集株式数の全株に対し SMFG から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

2. 調達資金の用途

今回の第三者割当増資による手取概算額合計上限 1,191,758,647,615 円につきましては、全額一般運転資金に充当する予定であります。

3. 割当予定先の概要 (平成 21 年 8 月 24 日現在)

名称	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
本店所在地	東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号
資本金の額	1,851,389 百万円
代表者の役職・氏名	取締役社長 北山禎介
事業の内容	銀行持株会社
当行との出資関係	当行親会社 (当行への出資比率 100%)

以 上

本発表資料は、当行の普通株式発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘目的として作成されたものではありません。本発表資料によって、日本国内外を問わずいかなる地域においても証券の募集を行うものでもありません。